

川西いつわの里体験交流協議会 規約

(名称)

第1条 本会は、川西いつわの里体験交流協議会（以下「協議会」という。）と称する。

(目的)

第2条 本協議会は、三次市川西地域の多様な人材や地域資源を活かした体験型観光（教育旅行）や都市農村交流の推進によって、地域活性化に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 本協議会は、前条の目的を達成するため次の活動を行う。

- (1) 体験交流受入のコーディネートに関する事
- (2) 体験交流に必要な人材の掘り起し及び人材育成に関する事
- (3) 体験交流プログラムの開発・充実に関する事
- (4) 農林漁家民宿に関する事
- (5) 情報発信や広報宣伝に関する事
- (6) モデルプランや安全管理など受入体制の整備に関する事
- (7) その他、協議会の目的達成に必要な活動

(会員)

第4条 本協議会は、川西地区において民泊体験や農林漁業体験、自然体験等の受入が可能で協議会の目的に賛同する個人または団体をもって構成する。

(役員)

第5条 本協議会に次の役員をおく。

- | | |
|---------|----|
| (1) 会長 | 1名 |
| (2) 副会長 | 1名 |
| (3) 監事 | 1名 |

(役員の仕事)

第6条 会長は協議会を代表し、会務を総理する。

- 2 副会長は会長を補佐し、会長に事故あるときはその職務を代理する。
- 3 監事は会計を監査する。

(役員を選任)

第7条 会長、副会長、及び監事は総会において選任する。

(任期)

第8条 役員任期は2年とする。ただし再任は妨げない。

2 補欠により選任された役員任期は、前任者の残任期間とする。

3 役員は、その任期が満了した場合においても後任者が選出されるまでの間は、引き続きその職務を行う。

(会議)

第9条 本協議会の会議は、総会、役員会とし、会長が議長となる。

2 会議の議決は、出席者の過半数の同意をもって決する。

(総会)

第10条 総会は、毎年度1回会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 規約の制定及び変更
- (2) 役員を選任又は解任
- (3) 事業計画及び収支予算
- (4) 事業報告及び収支決算
- (5) その他運営に関する重要事項

(役員会)

第11条 役員会は会長が招集し、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
 - (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
 - (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項
- 2 会長は必要に応じ、関係者・有識者の出席を要請することができる。

(部会)

第12条 本協議会に、第3条の事業のうち具体的な活動についての協議および調整をするため、部会をおくことができる。

2 部会の組織及び構成については、役員会が定める。

(事務局)

第13条 本協議会の事務局は、川西コミュニティーセンター内に置く。

(会計)

第14条 本協議会の運営に必要な経費は、会費、補助金、負担金、その他の収入をもって
充てる。

2 事業年度は、4月1日から翌年3月31日までの1年間とする。

(補則)

第15条 この規約に定めるもののほか、運営に必要な事項は会長が役員会に諮り、別に定
める。

附則

この規約は、平成29年3月14日から施行する。